

地縁による団体の認可および所有不動産の登記に関する事務要綱

制定 平成3年12月9日区長決定

平成3年12月要綱第67号

平成27年8月要綱第469号

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第260条の2による地縁による団体の認可に関する事務および第260条の38による所有不動産の登記について必要な事項を定めるものとする。

(認可申請)

第2条 法第260条の2第2項に規定する認可申請は、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号。以下「省令」という。）第18条に定めるところにより、認可申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて行わなければならない。

(1) 規約

(2) 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類 認可を申請する旨を決定した総会の議事録の写しで、議長および議事録署名人の署名・押印のあるものとする。

(3) 構成員の名簿 構成員全員の氏名、住所を記載したものとする。

(4) 申請時に不動産または不動産に関する権利等（以下「不動産等」という。）を保有している団体にあつては保有資産目録（第2号様式）、申請時には不動産等を保有することを予定している団体にあつては保有予定資産目録（第3号様式）

(5) その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持および形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類 総会に提出された年度事業報告書等の当該団体の活動の実績を示す報告書とする。

(6) 申請者が代表者であることを証する書類 代表者について記載されている総会の議事録の写しで議長および議事録署名人の署名・押印のあるものならびに申請者が代表者になることを受託した旨の承諾書等の写しで申請者本人の署名・押印のあるものとする。

(認可証)

第3条 区長は、法第260条の2第5項により認可をしたときは、認可証（第4号様式）を申請団体に交付する。

(告示事項の変更の届出)

第4条 法第260条の2第11項に規定する告示事項の変更の届出は、告示事項変更届出書（第5号様式）により行わなければならない。

(地縁団体台帳)

第5条 省令第21条第2項に規定する台帳は、地縁団体台帳（第6号様式）とする。

(告示事項の証明書交付請求)

第6条 法第260条の2第12項に規定する請求は、地縁による団体の告示事項証明書交付請求書（第7号様式）により行わなければならない。ただし、郵送により請求する場合は、省令第21条第1項に規定する要件に適合する請求書であればよいものとする。

(証明書の交付手数料)

第7条 法第260条の2第12項に規定する証明書の交付については、品川区事務手数料条例（昭和32年品川区条例第14号）第2条第12号により事務手数料を徴収する。

（規約変更の認可申請）

第8条 法第260条の3第2項の規定による規約変更の認可申請は、規約変更認可申請書（第8号様式）により行わなければならない。

2 区長は、規約変更の認可申請に対して認可をしたときは、認可証（第9号様式）を申請団体に交付する。

（所有する不動産に係る公告を求める旨の申請）

第9条 法第260条の38第1項に規定する申請は、省令第22条の2に定めるところにより、所有不動産の登記移転等に係る公告申請書（第10号様式）に、次に掲げる書類を添えて行わなければならない。

- (1) 所有権の保存又は移転の登記をしようとする不動産（以下「申請不動産」という。）の登記事項証明書
- (2) 第2条第4号の規定により提出した保有資産目録または保有予定資産目録。ただし、当該書類に申請不動産の記載がないときは、申請不動産の所有に係る事項について総会で議決したことを証する書類
- (3) 申請者が代表者であることを証する書類
- (4) 地方自治法第260条の38第1項各号に掲げる事項を疎明するに足りる資料
（公告）

第10条 法第260条の38第2項に規定する公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 法第260条の38第1項の申請を行った認可地縁団体の名称、区域および住所
- (2) 前条に規定する申請書の様式に記載された申請不動産に関する事項
- (3) 申請不動産の所有権の保存または移転の登記をすることについて異議を述べることができる者の範囲は、申請不動産の表題部所有者もしくは所有権の登記名義人もしくはこれらの相続人または申請不動産の所有権を有することを疎明する者（以下「登記関係者等」という。）である旨
- (4) 異議を述べることができる期間および方法に関する事項

2 前項の公告に係る登記関係者等が異議を述べようとするときは、異議を述べる旨およびその内容を記載した申請不動産の登記移転等に係る異議申出書（第11号様式）に申請不動産の登記事項証明書、住民票の写しその他の区長が必要と認める書類を添えて行うものとする。

第11条 法第260条の38第4項の規定による情報提供は、「公告結果（承諾）の情報提供について」（第12号様式）により行うものとする。

第12条 地方自治法第260条の38第5項に規定する通知は、公告結果（異議申出あり）通知書（第13号様式）により行うものとする。

付 則

この要綱は、平成3年12月9日から施行する。

この要綱は、平成27年8月25日から施行する。

第1号様式（第2条関係）

年 月 日

品川区長 へ

認可を受けようと地縁による団体の

名 称

所在地

代表者の

氏 名

印

住 所

認可申請書

地方自治法第260条の2第1項の規定により、不動産または不動産に関する権利等を保有するため認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

（別添書類）

- 1 規約
- 2 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類
- 3 構成員の名簿
- 4 保有資産目録（または保有予定資産目録）
- 5 良好な地域社会の維持および形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類
- 6 申請者が代表者であることを証する書類

保有資産目録

団体の名称 _____
年 月 日現在

1 不動産

(1) 所有権を有する不動産

① 建物

名 称	延床面積	所 在 地

② 土地

地 目	面 積	所 在 地

2 不動産に関する権利等

(1) 所有権以外の権原により保有している不動産

権 原	不動産の種類	所 在 地

(2) 地域的な共同活動を行うためのその他の資産

試算の種類および数量

保有予定資産目録

団体の名称 _____
年 月 日現在

1 不動産

不動産の種類	保有予定不動産の 取得予定時期	購入等の相手方	保有予定不動産の所在地

2 不動産に関する権利等

資産の種類	権 原	権原取得の予定時期

第4号様式（第3条関係）

第 号

認 可 証

（ 団 体 名 ）

代表者

様

年 月 日付で申請のあった地方自治法第260条の2第1項の規定による認可については、申請のとおり認可する。

年 月 日

品川区長

印

第5号様式（第4条関係）

年 月 日

品川区長 あて

認可地縁団体の名 称

住 所

代表者の氏 名

印

住 所

告 示 事 項 変 更 届 出 書

下記事項について変更があったので、地方自治法第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があった旨を証する書類を添えて届け出ます。

記

- 1 変更があった事項およびその内容
- 2 変更年月日
- 3 変更理由

名称		
区 域		

区域欄 丁

認可地縁団体の告示事項に
関する証明書交付請求書

品川区長 あて

年 月 日

請求者	住所	
	氏名	
証明書を請求する団体の名称および住所		
名称		
住所		
請求通数	通	

第8号様式（第8条関係）

年 月 日

品川区長 へ

認可地縁団体の名称

住所

代表者の氏名

印

住所

規約変更認可申請書

地方自治法第260条の3第2項の規約の変更の認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

（別添書類）

- 1 規約変更の内容および理由を記載した書類
- 2 規約変更を総会で議決したことを証する書類

第9号様式（第8条関係）

第 号

認 可 証

（ 団 体 名 ）

代表者

様

年 月 日付で申請のあった地方自治法第260条の3第2項の規約の変更に
ついては、申請のとおり認可する。

年 月 日

品川区長

印

品川区長 あて

認可地縁団体の名 称

住 所

代表者の氏 名

印

住 所

所有不動産の登記移転等に係る公告申請書

地方自治法第260条の38第1項の規定により、当認可地縁団体が所有する下記不動産について所有権の保存または移転の登記をするため公告をしてほしいので、別添書類を添えて申請します。

記

1 申請不動産に関する事項

(1) 建物

名 称	延床面積	所在地

(2) 土地

地 目	面 積	所在地

(3) 表題部所有者または所有権の登記名義人の氏名または名称および住所

氏名または名称

住 所

(別添書類)

- 1 所有権の保存または移転の登記をしようとする不動産の登記事項証明書
- 2 保有資産目録または保有予定資産目録等
- 3 申請者が代表者であることを証する書類
- 4 地方自治法第260条の38第1項各号に掲げる事項を疎明するに足りる資料

品川区長 あて

異議を述べる者の氏名
住所

印

申請不動産の登記移転等に係る異議申出書

地方自治法第260条の38第2項の規定による公告に基づき、当該公告を求める申請を行った認可地縁団体が申請不動産の所有権の保存または移転の登記をすることについて、下記のとおり異議を述べる旨、申し出ます。

記

1 公告に関する事項

- (1) 申請を行った認可地縁団体の名称
- (2) 申請不動産に関する事項

① 建物

名 称	延床面積	所 在 地

② 土地

地 目	面 積	所 在 地

- ③ 表題部所有者または所有権の登記名義人の氏名または名称および住所
氏名または名称
住 所

- (3) 公告期間

2 異議を述べる登記関係者の別

- 申請不動産の表題部所有者または所有権の登記名義人
- 申請不動産の表題部所有者または所有権の登記名義人の相続人
- 申請不動産の所有権を有することを疎明する者

3 異議の内容（異議を述べる理由等）

（別添書類）

- 申請不動産の登記事項証明書
- 住民票の写し
- その他区長が必要と認める書類

（注） この異議申出書に記載された事項については、その後の当事者間での協議等を円滑にするため認可地縁団体に通知されます。

（申請団体） 御中
認可地縁団体の名称
住所
代表者の氏名
住所

品川区長

公告結果（承諾）の情報提供について

地方自治法第260条の38第1項の規定により、 年 月 日付で申請のあった不動産については、同条第2項の規定により公告をした結果、登記関係者等が同項の期間内に異議を述べなかったため、同条第3項の規定により、貴認可地縁団体が当該不動産の所有権の保存または移転の登記をすることについて登記関係者の承諾があったものとみなすこととなりましたので、同条第4項に規定する証する情報を提供します。

記

1 公告に関する事項

- (1) 申請を行った認可地縁団体の名称
(2) 申請不動産に関する事項

① 建物

名称	延床面積	所在地

② 土地

地目	面積	所在地

- ③ 表題部所有者または所有権の登記名義人の氏名または名称および住所
氏名または名称
住所

- (3) 公告期間

2 公告の結果

1の公告については、1の(3)の公告期間内に異議の申出はありませんでした。

（申請団体） 御中
認可地縁団体の名称
住所
代表者の氏名
住所

品川区長

公告結果（異議申出あり）通知書

地方自治法第260条の38第1項の規定により、 年 月 日付で申請のあった不動産については、同条第2項の規定により公告をした結果、登記関係者等による異議の申出がありましたことを、同条第5項の規定に基づき通知します。

記

1 公告に関する事項

- (1) 申請を行った認可地縁団体の名称
- (2) 申請不動産に関する事項

① 建物

名称	延床面積	所在地

② 土地

地目	面積	所在地

- ③ 表題部所有者または所有権の登記名義人の氏名または名称および住所
氏名または名称
住所

- (3) 公告期間

2 異議の内容等

- (1) 異議を述べた登記関係者等
氏名
住所
登記関係者等の別
- (2) 異議を述べた年月日
- (3) 異議を述べた理由等